



建荷協長野県支部通信

第4巻 第6号

発行日 平成29年4月3日

1 常任委員会、理事会開催される

2月16日、ホテル国際21において平成28年度第2回常任委員会が開催されました。小林支部長のあいさつの後、平成28年度の事業進捗状況を、研修事業、支部の現況及び頒布等、予算の執行の1月末現在の状況について、事務局から説明がありました。

次いで、地域協議会について、当年度の特自検パトロール及び巡回指導の結果が報告されました。当年度から、支部の自主的活動として地域協議会で特自検パトロールを実施することとし、これは本部の巡回指導と連携する形をとっています。

さらに、研修講師に定年制が敷かれ、本年度末で3人の講師が委嘱終了となることが報告され、研修事業維持のため、役員各社には引き続き研修講師の推薦・

養成をお願いしました。

3月9日、ホテルメトロポリタン長野において、平成28年度第2回理事会が開催されました。小林支部長のあいさつの後議事に入り、平成28年度の事業進捗状況(研修、支部現況及び頒布、予算執行)が2月末段階で報告され、平成28年度の特自検パトロール及び巡回指導の実施結果についても報告されました。

本部指示による支部規約及び就業規則の改定、研修講師3名の本年度末での委嘱止、平成29年度本支部表彰者について報告され、了承されました。

平成29年度の事業・研修計画については、従来の事業を踏襲しつつも、研修の新規追加等時代のニーズに応じたものとしていくことが説明され、了承されました。

2 登録省令が改正されました

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第16号)が交付され、平成29年4月1日から施行されました。

登録省令第19条の24の13において、検査業者検査員研修に当たっては、その様式で申請者の本籍地(日本国籍を有していない者についてはその国籍)の記載を求めていましたが、本籍地確認用の公的書類の準備等の負担

軽減の観点から、画一的に本籍地の記載を求めることを不要としました。

したがって、本年4月1からは、検査業者検査員研修の申請様式から本籍地にかかる項目が削除され、より簡便な申請書になりました。



県立長野図書館の魯桃桜(ロトウザクラ)：毎年3月の下旬から咲いており、信州に春の訪れを知らせる

目次：

常任委員会、理事会開催される	1
登録省令が改正されました	2
特定自主検査実施報告書の提出について	3
平成28年の労働災害発生状況(長野労働局)	4
事務局だより	5

ハイライト：

- 平成29年度長野県支部定時総会(第35回)を、5月23日(火)午前10時30分から12時、ホテル国際21において開催します。会員の皆様には多数のご出席をお願いします。
- 高所作業車検査業検査者資格取得研修の申込みは4月10日から始まります。

平成29年度の研修予定は、別添2のとおりです。当支部ホームページからも予約申込書をダウンロードできますのでご利用ください。

会員登録情報変更確認について
平成29年4月1日現在で、以前の登録内容に変更・訂正がある事業所は、
4月10日までに長野県支部あて
ご報告願います。（「会員登録情報変更確認書」が各社あて送付されています。）



安全より経済的合理性を優先させたことなど「特に非難に値する事実がある」
(前橋地裁判決より)

Q&Aコーナー

前号でリース・レンタルの場合の記録表の記入に関して取り上げましたが、回答が不十分であったため、さらに詳しい検討を別添1のとおり行いました。ご参照ください。

3 特定自主検査実施報告書の提出について

検査業者は、労働安全衛生法及び登録省令第19条の21(定期報告)の規定に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の4月30日までに特定自主検査実施報告書を所轄の都道府県労働局長に提出しなければならないことになっています。

検査業者の皆様には既に当支部からご

案内を差し上げておりますが、期限内にご提出いただきますようお願いいたします。大臣登録の検査業者の皆様にも長野県内での実施状況について報告書をご提出いただくようご協力をお願いいたします。

報告書の所定様式は、当支部のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

4 平成28年の労働災害発生状況（長野労働局）

長野県における平成28年1月～12月の労働災害発生状況の概要は次の通りです。

(1)休業4日以上死傷災害は1,903人で、対前年129人(6.3%)の減となり、昨年に引き続き減少した。

(2)減少は、運輸業を除くほとんどの業種となっている。(表.1)

(3)災害の型では、「転倒」が最も多いが、件数、割合ともに減少した。(表.2)

(表.2)	被災者数	対前年減	増減割合
転倒	461	-28	-5.7%
墜落・転落	310	-15	-4.6%
挟まれ・巻き込まれ	261	-23	-8.0%
腰痛等	232	-15	-6.1%

(表.1)	被災者数	対前年減	減少割合
鉱業	2	-2	-50.0%
林業	44	-17	-27.9%
建設業	265	-52	-16.4%
製造業	509	-23	-4.3%
三次産業	897	-35	-3.8%

(4)死亡災害は15人で、前年に比べ1名減少した。

(注)平成28年末から連続4か月複数の死亡災害が発生する等、平成29年に入って災害多発傾向の様相を呈しており、長野労働局では3月3日に緊急の労働災害防止の要請を行っております。

5 事務局だより

今年の3月11日で東日本大震災から6年が経過した。震災による東電の原発事故で福島県から群馬県などに避難した住民が国と東電に損害賠償を求めた訴訟の判決がこのほど前橋地裁から出された。

判決では、2002年に国の地震調査研究推進本部が策定・公表した「長期評価」に基づき2008年に東電が試算した津波高さは「敷地南部で15.7m」であり、非常用電源設備を浸水させる津波の到来を予見していたと指摘した上、配電盤を高台に設置するなどの措置は容易で、こうした措置をとっていれば事故は発生しなかったとし、安全より経済的合理性を優先させたことなど「特に非難

に値する事実がある」と述べている。

国については、2007年に東電の自発的な津波対策の達成は期待困難と認識しており、規制権限に基づき対策をとらせるべきだったのに怠ったとして「著しく合理性を欠き、違法」とした。

慰謝料の算定につき東電の過失を認定、国には国家賠償法上の過失を認めた。原発が事故を起こせば多大な影響が出る。万が一を想定した対策が欠かせないのに東電と国は怠ったというものである。

福島県内外で今も7万7千人が避難を続けている。

リース・レンタル（賃貸）の機械の特定自主検査について

Q1：リース・レンタル（賃貸）の機械の特定自主検査はどこが行うか？

A1：建設荷役車両の機械等を所有し、使用する事業者については、労働安全衛生法第45条において、定期自主検査（特定自主検査）の実施が義務付けられており、使用する労働者のうち資格のある者に実施させなければならないことになっております。事業場に資格者がいない場合には、登録検査業者に検査を依頼し実施しなければなりません。

ところが、リース・レンタル（賃貸）の場合には、機械を所有する賃貸の事業者と機械を使用するユーザー事業者に分かれています。ここでは賃貸契約により機械に関する管理権限の一部委譲が行われ、機械の使用に関する管理権限がユーザー事業者に移行すると考えられます。一方、賃貸事業者はその機械の所有者であることにより、機械（ハードウェア）に関する基本的な管理権限を保有しています。（図1）

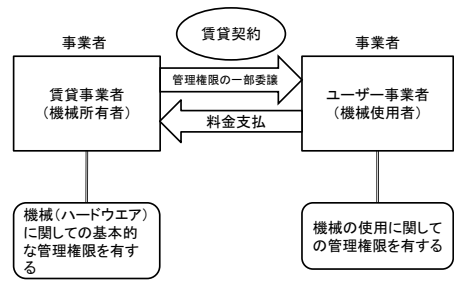


図1

労働安全衛生法第33条では、「機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定める者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない」とし、労働安全衛生規則第666条第1項において、「前条に規定する者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等を他の事業者に貸与するときは、次の措置を講じなければならない。」とした上、その第1号において「当該機械等をあらかじめ点検し、異常を認めたときは、補修その他必要な整備を行うこと。」としております。ここで「あらかじめ点検し」において、一年毎に行う点検は特定自主検査を意味しており、賃貸機械に関する特定自主検査の実施義務は機械等貸与者が負うものと考えられます。ただし、関連通達において、「あらかじめ」とは、「必ずしも貸与の都度全部について点検を行う趣旨ではなく、使用の状況に応じて必要部分に限ることは差しつかえないものであること。」としています。

とはいえ、ユーザーは様々な使い方をするものであり、別のユーザーに新たに賃貸するに当たってはより厳しい点検を行い、異常を認めたときには補修その他必要な整

備を行うことが必要になります。

また、機械の賃貸については、「1年未満の賃貸」と「1年以上の賃貸」があります。以上の検討を踏まえると、「1年未満の賃貸」の場合、ユーザー事業者は不特定多数となるため、機械の所有者である機械等貸与者が特定自主検査の実施義務者となります。

「1年以上の賃貸」の場合、賃貸契約によりユーザー事業者が特定自主検査の実施義務者になることがあります。（則666条第2項）

Q2：賃貸業者が特定自主検査記録表を記入する際、「使用者住所氏名又は名称」欄はどの事業者名を記入すべきか？

A2：「使用者住所氏名又は名称」欄は「特定自主検査の実施義務者」を意味すると考えられ、基本的に実施義務者の賃貸事業者（賃貸機械の所有者）となります。ただし、1年以上の賃貸契約の場合には、その契約によりユーザー事業者となることがあります。

使用者（ユーザー）を特定できないといっても空白になるものではありません。

Q3：登録検査業者たる賃貸業者が自ら所有する機械を検査した場合の検査料金の取り扱いについて

A3：検査料金については、自社（リース）機の検査料金を業務規程で定めておけばよく、自社内の負担部門間で検査料を決済する内部処理であるため、検査台帳への料金記載は不要となります。

（以上Q1は長野労働局、Q2及びQ3は建荷協本部と協議いたしました。）

平成 29 年度研修実施予定

研修・教育 の種類	機種	検査業 事業内別	日時	場所	備考
検査者 資格取得研修	高所作業車 (定員 30)	検査業	6 月 28 日 (水) ～30 日 (金)	長野地域職業 訓練センター	
検査者 資格取得研修	フォークリフト (定員 30)	検査業	7 月 4 日 (火) ～6 日 (木)	長野地域職業 訓練センター	
検査者 資格取得研修	整地運搬積込み用・掘削用及 び解体用 (定員 30)	検査業	9 月 5 日 (火) ～7 日 (木)	長野地域職業 訓練センター	
検査者 資格取得研修	フォークリフト (定員 30)	事業内	11 月 7 日 (火) ～9 日 (木)	長野地域職業 訓練センター	
能力向上教育	高所作業車 (定員 50)		10 月 20 日 (金)	長野地域職業 訓練センター	
能力向上教育	フォークリフト (定員 50)		10 月 3 日 (火)	ポリテクセン ター松本	
能力向上教育	整地運搬積込み用・掘削用及 び解体用 (定員 50)		7 月 13 日 (木)	ポリテクセン ター松本	
能力向上教育	締固め用機械 (定員 50)		8 月 4 日 (金)	ポリテクセン ター松本	新規
安全教育	クレーン機能付き車両系建設 機械 (定員 50)		6 月 20 日 (火)	長野地域職業 訓練センター	
実務研修	検査記録表作成コース (定員 30)		7 月 19 日 (水)	ポリテクセン ター松本	
実務研修	業務点検コース (定員 50)		9 月 26 日 (火)	ポリテクセン ター松本	
特別教育	フォークリフト 1t 未満運転 (定員 30)		10 月 11 日 (水)～12 日 (木)	長野地域職業 訓練センター	
研修	事業内検査者実務研修 (定員 100)		10 月 26 日 (木)	ポリテクセン ター松本	
研修	事業内検査者実務研修 (定員 100)		11 月 17 日 (金)	長野地域職業 訓練センター	
セミナー	リスクアセスメント (定員 30)		7 月 26 日 (水)	ポリテクセン ター松本	